みくにひじり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 聖晋学園
所 在 地	大阪市淀川区西三国3-17-32
電話番号	06-6392-2526
代表者氏名	理事長 安達 巡

2 利用施設

令和6年4月1日現在

施	設	の	種	類	保育所
施	設	の	名	称	みくにひじり保育園
施	設(り列	f 在	地	大阪市淀川区西三国3-17-32
連		絡		先	電話番号 06-6392-2526
					FAX 06-7635-5426
管		理		者	施設長 安達 巡
対	象		児	童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、
					保育を必要とする6ヶ月~2歳の乳幼児
認	可		定	員	<3号認定こども>
					0歳児 4人 1歳児 12人
					2歳児 17人
利	用		定	員	2歳の児童 14人
					1歳の児童 12人
					0歳の児童 4人
開	設	年	月	日	平成24年 4月 1日
事	業	所	番	号	2710051003343
ホームページ URL			ブ UF	RL	http://www.mikunihijiri.ed.jp

3 施設の目的・運営方針

みくにひじり保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を 日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷	地	2,040,89 m²
	構 造	鉄筋コンクリート造
園 舎		3 階建のうち 1・2・3 階部分
	延べ面積	360,83 m²
E	p 'r	屋上遊戯場 100,99 ㎡地上園庭
園庭		964.51 m²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児・ほふく室	1室	O·1 歳児共用
保育室	1室	2 歳児
沐浴室	1室	0~2 歳児共用
トイレ	4室	大人用・多目的含む
調乳室	1室	
調理室	1室	保育園舎 1F
事務室	1室	医務室含む
屋上遊戯場		保育園舎 3F

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月厚生労働省告示第 117 号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

当園では、子どもらしい子ども、明るく、たくましく、やさしい情緒豊かな子どもに育てることを、一番の目標としています。

- ① よく考え、よく見つめる
- ② よく食べ、よく遊び、健康に過ごす
- ③ 友達と元気に仲よく遊ぶ

(保育内容)

日課を大切にした家庭的な保育を行っています。

また、「自分は大切な存在」という自己肯定感を乳幼児期に築いていけるように、一人ひとりの個性 を大切にして関わっています。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供 下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 担当制保育(1歳児クラス)

子ども達の生活面(着替え・排泄・食事・睡眠)などの援助をできるだけ 同じ子に同じ保育士が担当して保育を行っています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和6年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監 督	1	1	0	
主任 保育士	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1	0	
保育士	園児の保育に従事し、その計画の 立案、実施、記録等を行う	18	6	12	派遣含む
看護師	園児の怪我・病気の応急処置、看護	1	0	1	
シルバー 人材	園内の清掃	1	0	1	
栄養士	園児の栄養を指導及び管理をつか さどる	1	1	0	給食会社委 託
調理員	献立に基づき、給食及びおやつの 調理をする	4	1	3	給食会社委 託

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 3 月 30 日 大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、 上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

勤務体系			
正規の勤務時間帯(8:15~17:15)			
正規の勤務時間帯(8:30~17:30)			
正規の勤務時間帯(7:15~19:15)※担当により、上記時間内のシフト制			
正規の勤務時間帯(8:00~17:00)			
正規の勤務時間帯(7:30~16:30)			
正規の勤務時間帯(8:30~14:30)			

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日(令和6年4月1日現在)

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

◎休園日

日祝日・年末年始(12/29~1/3) 家庭保育協力日・・・新年度準備日(4/1)(※注 1) お盆(8/12~8/16) 個人面談会(3月第一土曜日)・その他職員研修日

(※注1) 4/1が土・日の場合は翌週の月曜日に振替。

- ・伝染性疾病などの発生により、感染拡大の恐れがある場合、臨時休園の措置をとります。
- ・災害その他の事情でライフライン(水道・ガス・電気・鉄道等公共交通機関)が断たれた 場合に、臨時休園等の措置をとる場合があります。 れんらくアプリにてお知らせします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

平日 開所時間 7:30~19:00

認定区分	利用可能時間
保育標準時間(最大 11 時間)	7:30~18:30(※注1)
保育短時間(最大8時間)	9:00~17:00(※注2)

- (※注1)上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時半から19時までの 範囲内で時間外保育を提供いたします。
- (※注2)上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時半から9時まで又は 17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。
- ※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との 協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。
- ※時間外保育の利用は、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要です。

土曜日 開所時間 7:30~18:30

認定区分	利用可能時間		
保育標準時間(最大 11 時間)	7:30~18:30		
保育短時間(最大8時間)	9:00~17:00(※注3)		

(※注3)上記以外の時間帯において、就労などの理由により保育が必要な場合は7時半から 9 時まで又は 17 時から18時半の範囲内で、時間外保育を提供いたします。

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料) 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、重要事項説明書 P7・8 に掲げる費用(保険料・用品代等)を負担していただきます。お支払方法については、ゆうちょ銀行の指定の口座より自動引き落としとなります。 通帳記帳をもって領収書と代えさせていただきます。(引き落とし手数料10円は保護者負担)

10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務はハートスフードクリエーツ株式会社が行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する平日は、食事の提供を行います。

※土曜日・行事日は弁当日

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11 時頃	15 時頃	
1歳児	9時30分頃	11 時頃	15 時頃	
2歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	午前間食なし

[※] 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギーのある場合、入園前に、栄養士、看護師と個別に面談します。アレルギー対応食 を希望の方は、園指定の用紙に必要事項を記入し、医師の意見書と共に園に提出してください。 また、アレルギー対応を中止する場合、中止申出書を提出してください。

なお、予防のための食事制限は致しません。また好き嫌いや食べなれていない等の理由での 除去や代替えは行いません。

11 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として 特別支援保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本 重要事項説明書等に同意された後に、保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が幼稚園・他保育施設に入園・転園したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
 - ・当園の理念に反した主張を繰り返しされた場合
 - ·SNS 等で、風紀を乱す等の事実が認められる場合…等

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	貴生病院
医院長名又は医師名	中野 貴子 先生
所 在 地	大阪市淀川区西三国18-14
電話番号	06-6392-0007

(2) 歯科

医療機関の名称	安達歯科
医院長名又は医師名	安達 郁 先生
所 在 地	大阪市淀川区西宮原2-7-2
電話番号	06-6395-0418

15 緊急時の対応

(1) 保育園でのケガ・事故について

軽いケガ(すり傷、切り傷等)の場合、保育園にて処置します。病院の診察が必要と思われるケガの場合は、保護者に連絡して判断していただきます。連絡がつかない場合は保育園の判断にて専門医を受診します。その後通院が必要な場合は保護者でお願いします。

(2) 緊急時の各家庭への連絡について

緊急事態が発生し、急遽「登園を中止する・お迎えをお願いする」場合は、れんらくアプリにて 連絡します。

大災害発生時等で連絡が断たれた場合は、災害の状況に応じて、園児は 保育園にて待機・ もしくは収容避難所に指定されている三国中学校に避難します。

三国中学校に避難した場合は、園に掲示しておきますので、保育園→三国中学校まで、直接迎えに来てください。(可能なかぎり ID カード着用)

16 非常災害時の対策

_	71 (107(11 3 47/37))				
Ī	非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
		·自動火災報知機 有 ·誘 導 灯 有			
	防災設備	・ガス漏れ報知機 有・非常警報装置 有			
	例火政	・非常用電源 有・スプリンクラー 無			
		・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有			
	, 应类化 ; 尔 小兰 (1) (4)	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			
	避難・消火訓練	(乳幼児の安全確保マニュアル参照)			

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	·窓口担当者	主任 前田純子		
当園	・ご利用時間	9:00~ 17:00		
ご利用相談窓口	·電話番号	06-6392-2526		
	F A X	06-7635-5426		
	担当者が不在	者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第一	X平111 1==	電話番号 06-6391-3397		
第三者委員	狭川 環	地域社協女性会監査		

[※] 当園では、上記のほか、年度末に保護者アンケートの回収も行っています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	(独)日本スポーツ振興センター	Chubb 損害保険
	※別紙参照(P.10)	賠償·損害
保険の内容	園内での怪我など	園児の怪我・賠償
保険金額	ひとり365円(保護者負担245円)	39,730円

20 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0歳児	3人	3人	4人
1歳児	12 人	12人	12人
2歳児	13 人	14 人	14 人

21 学校評価・自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
学校評価の実施状況	毎年度実施	ホームページに掲載
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページに掲載

22 子ども・子育て支援法第 39 条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	敷地内はすべて禁煙です。
送迎	保護者が必ずIDカードを着用してご来園ください。保護者以外の方が、送迎される場合は、必ず保育園に連絡したうで、IDカードの着用をお願いします。 ※ 自転車以外の車両での送迎は、一切禁止とします。 園付近の道路は狭いうえ、子ども達の(小中学校)行き来も多く大変危険です。また、園の前の道路は、『歩行者専用道路』で、許可証のない自動車は進入できません。
病気·伝染病等	病気の時はたとえ園児が保育園に行きたがっても、他の園児への影響も考え、家庭でゆっくり療養させてください。 風疹や水痘等の伝染病の疾患にかかった場合は、医師の許可が出るまで登園できません。(診断名によって、医師が記入した意見書または、医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要になります。) 保育園で 37.5℃以上の発熱、熱がなくとも嘔吐下痢等で、保育が受けられないと判断した場合は、保護者に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。また、緊急時に備えて、必ず連絡が取れるようにしておいてください。 ※お子さんに、熱や風邪症状のある場合は、解熱後 24 時間以上経過し、症状が改善傾向になるまで、お休みしてください。
投薬	事故防止の観点から、保育園で職員が園児に薬を服用させることはできませんので、降園後に服用していただくか、病院で朝夕 2 回の服用になるよう処方してもらってください。やむをえず、保育時間中に服用が必要な薬や緊急時に必要な薬(アレルギー処方薬等)については、園の与薬依頼書(園事務室、ホームページからプリントアウト)に主治医のサインまたは、与薬に関する主治医意見書を提出してください。なお、市販の薬は一切受け付けておりません。
閉園時間	決められた保育時間までに降園準備をして、降園していただく ようお願いいたします。 時間を過ぎてのお迎えにつきましては、別途料金を頂くとともに(10 分毎 1,000 円)、それ以降、延長保育は一切利用できなくなりますことを、ご了承くだ さい。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

○ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園に係る費用	連絡帳・帽子・ID・IC カード	約 2,000円
行事費	クリスマス会等	約 600円
延長保育料	延長保育(単発利用)	200円

[※]現在の費用については、国の制度や社会情勢等により、年度途中でも変更になる場合があります。

24 個人情報保護の基本方針

園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』及び関連 法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

(1) 個人情報の使用

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- ・園児が必要とする箇所(ロッカー・くつ箱等)や個人で使用する物品(連絡帳等)には名前や写真を掲示・ 記載します。
- ・園内の壁装飾として、誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・園だよりに、名前や、普段の様子を紹介する掲示板に写真を掲載します。
- ・肖像権の同意を頂いている方のみ、ホームページ・ブログ・パンフレットに写真や動画を掲載します。
- ・園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。
- ・実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。
- ・調査票・就労証明書の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- ・その他、園児募集並びに入園に関する業務・保護者との連絡業務・園児の保育に関する業務・園児の記録 管理にする業務・園児の健康状態把握に関する業務・園児の登降園時間に関する業務・保育料請求管理 業務・卒園児の確認に関する業務に使用します。

(2) 個人情報の提供

次の場合を除き、個人情報を第三者に開示または提供しません。

- ① 個人情報の提供先……国県市町村の監督官庁・登園・降園打刻システムの委託会社(VISH 株式会社)
- ② 提供する個人情報の内容…調査票や申込書類に記入した個人情報(氏名、生年月日、認定区分、保育料、その他請求管理に必要な情報などが想定される。)
- ③ 提供先における利用目的…公的補助金申請のため・認定区分確認のため・請求管理のため

(3) 個人情報の管理

利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)滅失、又は毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(4) 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。また、開示には、本人(保護者)確認をさせていただきます。

(5) 個人情報保護体制の継続的改善

この「個人情報保護の方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて 全職員に周知徹底させて 実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

みくにひじり保育園では在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター (以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、園児の名簿を提出することになっています。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和 6 年 1 月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、保育園児は『入園にあたっての同意書』により、同意とさせていただきます。初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の 種類	災害の範囲		給	付	金	額
負傷			- 医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額			
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)		障害	見舞金		000 万円〜88 万円 学(園)中の災害の場合 2,000 万円〜44 万円〕
FI.	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病 に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕			
死亡	突 然 死	運動などの行為に起因する突然死	死亡	見舞金	2 3,0	000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡!	見舞金	ž 1,5	500 万円〔通学(園)中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含む。)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の 給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額) ※負担金額は年額です。 保育園 保護者等負担額 245円(4月徴収)